

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う温泉使用料の減免について

## 1. 趣旨

出雲市温泉給湯条例に定める温泉受給者である旅館や日帰り入浴施設においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出、解除が長期間に渡り繰り返されるなか、宿泊客や市内の日帰り入浴客が激減し、予約のキャンセルにより休業を余儀なくされるなど、依然として極めて厳しい経営状況が続いています。

本年 4 月 25 日に 3 回目の緊急事態宣言が発出されて以降は、全国的な感染拡大が続くなか、長期間に渡り緊急事態宣言等が継続されている状況です。

昨年度に引き続き、本年度においても、宿泊客や日帰り入浴客の減少により甚大な影響を受けている旅館や日帰り入浴施設に対して、緊急事態宣言の発出期間における温泉使用料の減免を行い、事業継続のための支援を行うものです。

## 2. 対象者

市長の許可を受け温泉の供給を受ける温泉受給者 (11 施設)

※旅館、日帰り入浴施設

## 3. 対象期間

令和 3 年 4 月～9 月 (緊急事態宣言の発出状況等により期間延長の可能性あり)

## 4. 温泉使用料の減免

対象期間の各月の温泉使用料について、売上の減少割合に応じて、以下のとおり減免を行います。

条 件	減 免
対象月の売上が前々年同月と比較して 50%以上減少した場合	1 / 2 減免
対象月の売上が前々年同月と比較して 30%～50%未満減少した場合	1 / 4 減免

## 5. 令和 2 年度の減免実績

令和 2 年 4 月～6 月 (1 回目) 減免額 1,789,280 円

令和 3 年 1 月～3 月 (2 回目) 減免額 1,432,140 円 計 3,221,420 円

※令和元年対象月の売上比較が 50%以上減少は全額減免、30%～50%未満減少は 1 / 2 減免